

災害拠点病院（地域災害拠点病院）の指定について

現在、本県では、災害拠点病院として34病院を指定しております。本県の災害拠点病院の整備体制としては、最終的に36病院（広域二次救急医療圏ごとに概ね人口20万人あたり1か所）を指定する計画となっております。

うち、知多J地区（半田市、知多市、東海市、大府市、常滑市、知多郡）の広域二次救急医療圏においては、災害拠点病院を3か所指定する計画となっておりますが、現在のところ2か所の指定であり、1か所未指定の状況となっております。

今回、指定をご検討いただく公立西知多総合病院（東海市）は、施設の規模、設備面の充実度等から災害拠点病院として適当と認められます。

【新たに指定する病院】

公立西知多総合病院

【指定年月日】

平成27年9月 公立西知多総合病院の施設・設備の整備状況

【指定の理由】

災害時の医療支援機能を確保するため

【知多J地区広域二次救急医療圏】

	地域中核災害拠点病院	地域災害拠点病院	人口/病院
現 状	半田市立半田病院	厚生連知多厚生病院	311,366 人
指定後	半田市立半田病院	厚生連知多厚生病院 公立西知多総合病院	207,577 人

*人口は平成27年7月1日現在

【指定までの審議予定】

知多半島圏域保健医療福祉推進会議	平成27年8月24日（月）
愛知県医療審議会5事業等推進部会	平成27年9月15日（火）

公立西知多総合病院の施設・設備の整備状況

災害拠点病院指定基準	有無	備考
1 災害拠点病院として必要な施設	◎	
救急診療に必要な診療棟（集中治療室等）	有	I C U 8 室
簡易ベッド等の備蓄倉庫	有	地下倉庫
災害時の重症患者を応急的に収容する十分な広さの講堂、会議室等	有	
診療に必要な施設が耐震構造となっていること	有	
通常の6割程度の発電容量を備えた自家発電装機を保有し、3日程度の燃料を備蓄	有	発電：67% 燃料：72時間
受水槽の保有や井戸設備の整備、優先的な給水の協定等による、水の確保	有	受水槽保有
原則として病院敷地内にヘリコプターの離発着場を整備	有	敷地内屋上 ヘリポート
2 災害拠点病院として必要な設備	○	
衛星電話を保有、衛星回線インターネットに接続できる環境	有	携帯型1台
広域災害・救急医療情報システムへ確実に情報を入力する体制	有	
多発外傷、広範囲熱症等の救命医療を行うために必要な診療設備	有	4室
患者の多数発生時用の簡易ベッド	無	H27年度50台購入予定
被災地における応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品、トリアージタグ等	有	H27年度追加購入予定
DMA T等の派遣に使用可能な、上記の資器材の搭載が可能な緊急車両	有	1台
食料、飲料水、医薬品等の3日分程度の備蓄	有	

災害拠点病院指定基準	有無	備考
3 災害拠点病院が有する災害医療支援機能	○	
救命救急センターもしくは2次救急医療機関の指定	有	2次救急医療機関
24時間緊急対応し、患者の受入れ及び搬出を行う体制	有	
被災地からの傷病者の受入れ拠点となるための体制	有	
被災地の災害拠点病院と被災地外の災害拠点病院とのヘリコプターによる傷病者、医療物資等のピストン輸送機能	有	
DMA Tの保有及び派遣機能、並びに他の医療機関のDMA Tや医療チームを受け入れる体制	無	H27年度DMA T保有予定
自己完結型の医療救護チームの派遣及び受け入れ体制	有	H28.3 マニュアル作成予定
地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能	有	貸出し要件は今後整備予定
地域の2次救急医療機関等の医療機関とともに定期的な訓練を実施	無	H27年度以降実施予定
災害時に地域の医療機関への支援を行うための院内の体制	有	H28.3 マニュアル作成予定
災害時における食料、飲料水の優先的確保体制	無	H27年度中協定締結予定

*施設・設備の有無については、病院からの提出書類及び、医務国保課職員による現地確認（平成27年7月31日実施）により確認済み。

*◎：全部充足、○：ほぼ充足 △：一部充足

災害拠点病院の指定状況及び指定方針

指定方針及び目標値（平成18年9月11日 医療審議会医療対策部会承認）

【指定方針】

(1) 病院の選定について

災害時には、24時間緊急対応可能で重篤患者の救急医療を行う必要があり、原則として救命救急センター及びこれに準じる公的病院から選定する。

(2) 病院の整備地域について

① 基幹災害拠点病院は、その機能に応じて県に複数整備

② 地域災害拠点病院は、原則として広域二次救急医療圏ごとに複数整備

【目標値】

災害拠点病院 36か所

（基幹災害拠点病院） 2か所

（地域災害拠点病院） 34か所（人口20万人に1か所）

【基幹災害拠点病院】は、救命救急センターの指定を受けているものから選定し、平常時からの研修・訓練を通じて県下全域の災害医療体制の機能強化の役割を担う。

【地域中核災害拠点病院】は、原則として救命救急センターの指定を受けているものから選定し、新たに指定する災害拠点病院の取りまとめと機能強化を通じ、当該地域の災害医療体制を強化する役割を担う。

【地域災害拠点病院】は、原則として新たに指定される災害拠点病院とし、地域中核災害拠点病院と連携して地域の災害医療体制の向上に努める。

二次医療圏	広域二次救急医療圏			
	名称	地域	人口	目標値
名古屋医療圏	名古屋A	千種区・昭和区・守山区・名東区	606,226	3
	名古屋B	東区・北区・西区・中区	468,554	2
	名古屋C	瑞穂区・南区・緑区・天白区	642,063	3
	名古屋D	中村区・熱田区・中川区・港区	565,329	3
海部医療圏	海部E	津島市・愛西市・弥富市・あま市・海部郡	328,851	2
尾張西部医療圏 尾張中部医療圏	尾張西北部F	一宮市・稲沢市・清須市・北名古屋市・西春日井郡	681,125	3
尾張北部医療圏	尾張北部G	犬山市・江南市・岩倉市・丹羽郡	276,781	1
	春日井小牧H	春日井市・小牧市	456,084	2
尾張東部医療圏	尾張東部I	瀬戸市・尾張旭市・豊明市・日進市・長久手市・愛知郡	471,457	3
知多半島医療圏	知多J	半田市・知多市・東海市・大府市・常滑市・知多郡	622,731	3
西三河南部西医療圏	衣浦西尾K	刈谷市・知立市・安城市・高浜市・碧南市・西尾市	684,211	3
西三河南部東医療圏	岡崎額田L	岡崎市・額田郡	417,165	2
西三河北部医療圏	豊田加茂M	豊田市・みよし市	482,667	2
東三河南部医療圏	東三河平坦N	豊橋市・豊川市・蒲郡市・田原市	696,385	3
東三河北部医療圏	東三河山間O	新城市・北設楽郡	56,484	1
	計		7,456,113	36

※人口はH27.7.1現在

病院名	指 定 状 況		
	目標値との差	地域中核災害拠点病院の対象地域	その他意見等
◎名古屋第二赤十字病院(812) ○名古屋大学医学部附属病院(1035) ○名古屋市立東部医療センター(498)	0]	
◎名古屋医療センター(740) ○名古屋市立西部医療センター(500)	0]	
◎地域医療機能推進機構 中京病院(663) ◎名古屋市立大学病院(808) ○名古屋記念病院(464)	0]	
◎名古屋第一赤十字病院(852) ◎名古屋掖済会病院(662) ○中部労災病院(621)	0]	
◎厚生連海南病院(553) ○津島市民病院(440)	0]	
◎一宮市立市民病院(584) ◎総合大雄会病院(322) ○厚生連稲沢厚生病院(300)	0]	
○厚生連江南厚生病院(684)	0]	
◎小牧市民病院(558) ○春日井市民病院(562)	0]	
●藤田保健衛生大学病院(1505) ●愛知医科大学病院(900) ◎公立陶生病院(701)	0		
◎半田市立半田病院(499) ○厚生連知多厚生病院(259)	△1]	・1か所の指定について調整を続ける。
◎厚生連安城更生病院(749) ◎刈谷豊田総合病院(737) ○西尾市民病院(400)	0]	
◎岡崎市民病院(700)	△1]	・1か所の指定について調整を続ける。
◎厚生連豊田厚生病院(606) ◎トヨタ記念病院(513)	0]	
◎豊橋市民病院(820) ○豊橋医療センター(414) ○豊川市民病院(558)	0]	
○新城市市民病院(201)	0]	
計	△2		

※（ ）内は、一般病床数

●は、基幹災害拠点病院（2か所） ◎は、地域中核災害拠点病院（18か所） ○は、地域災害拠点病院（14か所）

愛知県災害拠点病院設置要綱

(目的)

第1条 災害時における愛知県の医療救護活動の拠点となる病院(以下「災害拠点病院」という。)を設置し、被災現場において応急救護を行う救護所や救急病院、救急診療所等との円滑な連携のもとに、災害時における重症患者の適切な医療を確保することを目的とする。

(災害拠点病院の指定)

第2条 災害拠点病院は知事が指定する。

2 指定にあたっては、圏域保健医療福祉推進会議及び愛知県医療審議会5事業等推進部会の意見を聴くものとする。

(災害拠点病院の指定基準)

第3条 災害拠点病院の指定基準は、国の「災害拠点病院整備事業実施要綱」(H8.5.10 健政発第435号)及び「災害時における医療体制の充実強化について」(H24.3.21 医政発0321第2号)の別紙災害拠点病院指定要件を基本とし、救命救急センター又は第二次救急医療機関であって、原則として災害拠点病院として必要な次の施設・整備を備え、災害医療支援機能を有する病院から選定する。

(1) 災害拠点病院として必要な施設

- ア 病棟(病室、集中治療室等)、救急診療に必要な診療棟(診察室、検査室、エックス線診療室、手術室、人工透析室等)及び簡易ベッド等の備蓄倉庫
- イ 災害時の重症患者を応急的に収容するに十分な広さの講堂、会議室、廊下等
- ウ 診療に必要な施設が耐震構造であること
- エ 通常時の6割程度の発電容量のある自家発電装置(災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための設備及び病院の基本的な機能を維持するための設備に接続されていること)及びその3日分程度の燃料
- オ 受水槽等による災害時の診療に必要な水の確保機能
- カ 病院敷地内にヘリコプターの離発着場を有すること。
やむなく病院敷地内に離発着場の確保が困難な場合は、病院近接地に非常時にも使用可能な離発着場を確保するとともに、患者搬送用に緊急車両を有すること。

(2) 災害拠点病院として必要な設備

- ア 衛星電話の保有及び衛星回線インターネットが利用できる環境
- イ 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の端末
- ウ 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備
- エ 患者の多数発生時用の簡易ベッド
- オ 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等
- カ 災害派遣医療チーム(DMAT)や医療チームの派遣に使用可能な、オの搭載が可能な緊急車両
- キ トリアージ・タッグ
- ク 3日分程度の食料、飲料水、医薬品

(3) 災害拠点病院が有する災害医療支援機能

- ア 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能
- イ 災害時における患者の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能

- ウ 災害時に被災地からの傷病者の受入れ拠点になること。
- エ 災害時における被災地の災害拠点病院と被災地外の災害拠点病院とのヘリコプターによる傷病者、医療物資等のピストン輸送機能（ヘリコプターによる患者搬送の際には、同乗する医師を派遣できることが望ましい。）
- オ E M I S への参加及び災害時の入力体制
- カ D M A T の保有及び派遣機能並びに他の医療機関の D M A T の支接受入れ体制
- キ 自己完結型の医療救護チームの派遣機能及び他の医療機関の医療救護チームの支接受入れ体制
- ク 地域の医療機関の支援機能
 - （ア）地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能
 - （イ）地域の第二次救急医療機関との定期的な訓練の実施
 - （ウ）その他地域の医療機関の支援体制の整備
- ケ 災害時における食料、飲料水の優先的確保体制

（災害拠点病院の構成）

第4条 災害拠点病院は、基幹災害拠点病院、地域中核災害拠点病院及び地域災害拠点病院により構成する。

（1）基幹災害拠点病院は、救命救急センターの指定を受けているものから選定し、地域災害拠点病院機能のほか、災害医療に関する県の中心的な役割機能及び県下全域の災害拠点病院の機能を強化するための訓練・研修機能（研修室の保有を含む。）に加え、次の機能等を有するものとする。

- ア 複数の D M A T を保有すること。
- イ 診療に必要な施設のみならず、病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震機能を有すること。
- ウ 第3条（1）カ 後段の規定に関わらず、病院敷地内にヘリコプターの離発着場を有すること。

（2）地域中核災害拠点病院は、原則として、救命救急センターの指定を受けているものから選定し、広域二次救急医療圏の中核医療機関として当該地域の災害拠点病院のとりまとめのほか、当該地域の災害医療体制を強化する機能を有するものとする。

（3）地域災害拠点病院は、（1）、（2）以外の災害拠点病院とする。

（災害拠点病院の運営）

第5条 災害拠点病院は、常に、第3条に定める施設・設備を備え、災害医療支援機能を有するよう努めなければならない。

（附 則）

この要綱は、平成18年9月25日から施行する。

（附 則）

この要綱は、平成20年3月21日から施行する。

（附 則）

この要綱は、平成23年7月15日から施行する。

（附 則）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

（附 則）

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。